

介護人材確保・定着事業委託業務 仕様書

1 業務名

介護人材確保・定着事業委託業務

2 事業の目的と概要

高齢化が進む中、介護サービスについては今後も需要の増加が見込まれるところであるが、これを支える介護人材の不足は全国的な問題となっている。札幌市の介護サービス事業所においても、慢性的な人手不足とともに、介護職員の就労後の離職率の高さも課題となっている。

このような状況を改善するため、介護サービス事業者向けの人材採用力向上を図るセミナーと参加者が習得した知識を実践する場としての採用支援事業（媒体掲載・対面式）、介護職のすそ野を広げることを目的とした市民向け啓発事業を開催し、事業者の介護人材確保に向けた支援を行う。

また、介護サービス事業者の労働環境向上や業務に役立つ知識等の研修を開催し、働きやすい職場づくり及び従業者の資質向上を促すことにより、介護職員の職場定着と離職防止を図る。

3 業務内容

(1) 介護事業者採用力向上オンラインセミナー

知識・スキル獲得の場として、採用力向上を目的とした事業者向けオンラインセミナーをライブ配信で開催する。また、ライブ配信研修を編集したアーカイブ動画を作成し、公開する。

ア 開催時期

3(3)採用支援事業（媒体掲載）までに1回以上開催すること。開催時間は対象者が参加しやすい時間帯とすること。

イ 参加対象者

札幌市内の介護施設及び介護事業所で、ライブ配信については、合計30事業者以上の参加定員とする。申込み多数の場合は、過去セミナー未受講の事業者を優先すること。

また、ライブ配信セミナー参加者は原則として3(3)に参加するものとする。

ウ 広報活動

参加事業者募集のため、必要に応じ、札幌市と協議の上で印刷物等の作成及び配布を行うものとする。

印刷物等の内容・デザインについては、事前に札幌市と協議を行い、了承を得るものとする。

チラシデータ納品はPDFファイルにて、セミナー開催30日前までとする。

エ 内容及び実施について

オンラインセミナーの内容は、実践の場として設定する3(3)に活用できる手法及び、外国人介護人材の確保に関する情報等を含むものとし、実施については、

Zoom 等の複数の参加事業者が同時に受講できるツールを利用し、一方通行ではなく双方向型のコミュニケーションを図ることができるセミナーを開催すること。

研修前のオリエンテーションや入室確認、研修中の進行確認や操作サポート等を行うこと。

オ アーカイブ動画の公開

ライブ配信したセミナーに適宜編集等を行い、視聴を希望する市内介護施設及び介護事業所に1か月間以上限定公開を行うこと。

(2) 市民向け啓発事業

ア 求職者向けイベント

介護職のすそ野の拡大を目的に、介護職の業務内容や労働環境・やりがい等、介護のしごとの魅力を正しく伝え、介護職のイメージアップや就労意欲の向上に寄与するイベントを1回以上開催する。

(ア) 参加対象者

現在介護介護職に就いていないが、介護のしごとに興味を持つもの。

(イ) 開催方法

対面形式または、オンライン形式とする。

(ウ) 内容及び実施について

委託者からの提案内容をもとに、札幌市と協議の上実施する。

イ 中高生向け啓発冊子

札幌市が作成した中高生向け介護啓発冊子「介護って、スバラシイ！」の改訂版の作成を行い、ネガティブイメージが先行している介護の仕事への正しい理解を促すとともにイメージアップを図る。

(ア) 業務内容

- a 制作に関する企画、取材の実施、原稿作成
- b 掲載する写真の撮影、デザイン
- c 編集、レイアウト

リーフレットの仕様は、A5版、12～16 ページ程度、色彩4色以上とする。

校正回数については委託者と協議すること（最低校正回数：3回）。

(イ) 納品

制作したデザインの電子データを格納したCD-ROM（2枚）を委託者に納品することなお、電子データはPDFデータとし、冊子仕様で印刷するのに対応し得るデータを提供すること。

(ウ) 掲載内容

内容は、介護のしごとの必要性、職種や業務内容、魅力ややりがいを含むものとし、委託者からの提案内容をもとに、札幌市と協議の上決定する。

(3) 採用支援事業（媒体掲載）

3(1)で学んだ人材確保の手法を実践する場の創出及び、介護職のすそ野を広げることを目的として、無料求人誌（求職者が無料で入手できる求人情報誌（フリーペーパー））または民間の求人支援サイト（従業員の採用を計画する企業の情報を掲載し、求職者と企業が直接マッチングを図ることを目的としたもの）に参加事業者の求人情報等の無料掲載を行い、介護人材の確保を支援する。（法人費用負担なし）

ア 実施時期

3(1)介護事業者採用力向上オンラインセミナー開催後から令和6年3月末日までの間で実施する。

イ 参加対象者

3(1)の参加事業者全てが参加できる定員設定とすること。

参加事業者に対し、事前に参加決定案内を送付することとする。

ウ 掲載する媒体

求人情報等の掲載は、札幌市の企業が多く掲載され、地域による採用実績を多く有する媒体に行うこと。また、無料求人誌においては配布地域の偏りがなく、市内全域で入手できる媒体を採用すること。

エ 掲載期間

掲載期間は、無料求人誌は2週間以上、求人支援サイトは1か月間以上掲載すること。

オ 広報活動

事業周知のため、ホームページの情報掲載や印刷物等の作成・配布を行うものとする。印刷物等については、A4サイズのチラシ及びA3サイズ以上のポスターを作成すること。

内容・デザインは事前に札幌市と協議を行い、了承を得るものとする。開催日の60日前までには原案提示し、納品は45日前までとする。

また、印刷については札幌市と協議の上決定すること。

参加者数目標を明示し、それを達成するために効果的な広報を具体的に提案すること。

なお、広報活動は3(2)ア求職者向けイベント、3(4)採用支援事業（対面式）の広報活動と合わせて行うことを可能とする。

(4) 採用支援事業（対面式）

3(1)に参加した法人の内、希望する法人に対して民間事業者が行う合同就職説明会等の対面式マッチング事業への参加支援を行う。（法人費用負担あり）

ア 参加対象者

3(1)の参加法人の内、希望者とする。なお、参加法人数を限定しての提案も可とする。

イ 参加法人の費用負担

掲載料については、本事業費参加法人が通常支払う費用（よりも安価な金額と

し、札幌市との協議により最終決定すること。なお、費用の支払いを受ける場合、その収納は受託事業者の責任において行うものとし、本市は収納の仲介を行わない。

ウ 内容及び実施について

委託者からの提案内容をもとに、札幌市と協議の上実施する。

(5) 介護人材定着化研修

介護保険事業所の労働環境向上や業務に役立つ知識等の研修を実施する。

下記を踏まえ、各研修の実施内容について詳細を提案すること。

ア 研修名・内容等

(ア) 職員定着・育成研修

労務管理やワーク・ライフ・バランス、人材育成、事業所における情報共有に関する基礎知識を習得することにより、職員が働きやすく定着しやすい職場環境の整備を図る。(雇用管理責任者・リーダー向け)

(イ) 介護現場におけるクレーム対応・ハラスメント対策研修

ハラスメント対策について必要な知識を身に付けるほか、介護現場における利用者やその家族から受けるハラスメントの具体的対策、利用者等からのクレームに適切に対応するためのスキルを身に付けることによって、職員が感じる負担の軽減を図る。

(ウ) 介護現場における業務効率化研修

介護現場の生産性向上・業務効率化につながるAI・ICT等に関する基礎知識や機器の紹介、各サービス種別における効果的な活用方法などの知識や、現場で実際に起こりえる課題に対しての解決ツールとして具体的事例や、活用可能な支援制度を紹介する。また、元気高齢者やパートタイマーの介護分野未経験者の介護助手としての受入についての基礎知識や活用事例を身に着ける。

イ 留意事項

(ア) 開催形式

ライブ配信でのオンライン研修にて実施すること。また、ライブ配信したセミナーに適宜編集等を行い、視聴を希望する者に1か月間以上限定配信を行うこと。ライブ配信の実施は、Zoom等を利用し、一方通行ではなく双方向型のコミュニケーションを図ることができる研修を開催すること。スムーズな運営を行うため、参加者のサポートや進行補佐を務めるスタッフの配置や研修前のオリエンテーション、入室確認、研修中の進行確認や操作サポート等を行うこと。

なお、ライブ配信は、対象者がより参加し易い午後開催とすること。

(イ) 開催時期

ライブ配信は令和6年1月末日までに1回以上開催とすること。

(ウ) 研修時間

2時間程度を目安とすること。アーカイブ配信は、20分程度を上限とした

項目毎に視聴できるように工夫すること。

(エ) 対象参加者

札幌市内の介護施設及び介護事業所で従事する者。ライブ配信は各研修 1 回あたり 30 名以上の参加定員とすること。

(オ) その他

可能な限り一般的・汎用的な知識のみに留まることなく、介護現場の状況等も反映した研修内容となるよう心掛けること。また、上記研修以外で 3 介護事業所の労働環境の向上や業務に役立つ研修で受託事業者が実施可能なものがあれば提案すること。

ウ 広報活動

周知物には札幌市が主催する事業であること、受講は無料であること、開催形式や開催日等を明記すること。また、内容・デザインは、事前に札幌市と協議を行い、了承を得ること。

周知物のデータ納品は PDF ファイルにて、ライブ研修開催 30 日前までとする。

(6) その他

ア 代替業務

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、提案する事業で感染症の影響を大きく受けるものの開催を中止にする場合は、札幌市と協議の上、代替事業を予算額の範囲内で提案すること。

なお、事業中止については、札幌市と受託者の協議の上決定する。

イ 付帯業務

3(1)～(5)の業務実施に係る募集に関する業務、参加者からの申込受付、出席状況の管理、使用機材・会場の選定、講師の選定・調整、講師謝礼の支払いなど一切の業務について受託者が行うものとする。

参加者からの申込受付については、募集開始後から月 1 回を目途に申込み状況を札幌市へ報告すること。また、各事業開催後 3 営業日以内に参加者数を報告すること。また、対面形式の事業の実施にあたっては、状況に応じて十分な感染症対策（飛沫防止用アクリルパネル等の設置、アルコール消毒の徹底、検温の実施等）を講じること。

ウ 記録及び報告

各業務終了後、事業の効果測定等の参考とするため、参加者にアンケート調査を実施する（内容は札幌市と別途協議の上、決定する）。

また、各業務実施内容の写真付き報告記録を作成の上、アンケート調査結果、配布資料・研修資料等とともに A 4 版で製本し、1 部納品及び電子データにより提出する。

なお、オンデマンド配信を行う場合、一定の参加者の属性・視聴数等を把握し、提出する報告書に記載すること。

4 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、委託者である札幌市と連携を密にし、疑義が生じた場合は委託者、受託者双方が協議の上、これを処理する。
- (2) 本事業により得られたデータ及び成果品は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (3) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (4) 本事業の実施に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (5) 受託者は、本事業実施に当たり個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号）を遵守すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、まん延防止や安全確保の観点から、本事業を中止または延期する可能性があることを留意すること。なお、その場合の費用負担については、札幌市と受託者の双方協議の上、これを決定する。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上、これを決定する。

5 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 3 階

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課事業指導係 【担当】西田、小林

電話 (011) 211-2972 FAX (011) 218-5117